

設計検査申請書(第一面)



[適新工第1号書式]

申請日 平成 29 年 4 月

設計検査申請書 (新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了済し、申請書第二面に記載された取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実りません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取り消されません。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

申請者
氏名 フリガナ **ジュウタク タロウ**
又は名称 **住宅 太郎**
〒(000 - 0000) 住所: **東京都西東京市〇〇町1-2-35**
TEL (042) - (0000) - (0000) FAX (042) - (0000) - (0000)
担当者名: (事業者の場合)

【代理者】
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

代理者
(申請者以外が手続する場合に限り記入)
氏名 フリガナ **フラットデザイン事務所**
又は名称 **フラット設計事務所**
〒(000 - 0000) 住所: **東京都世田谷区〇〇町1-2-45**
TEL (03) - (0000) - (0000) FAX (03) - (0000) - (0000)
担当者名: (事業者の場合) **機**

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。
建築確認申請と一致させてください。

手数料請求先 申請者 その他 代理者
会社名: _____ 所属/担当者名: _____ 連絡先: _____
住所: 〒(-)

建設の場所(地名地番) **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

建物の名称 **住宅太郎邸** 注文住宅・分譲住宅の区分 1.注文住宅 2.分譲住宅

建築主(申請者と異なる場合のみ記入) 氏名又は名称 _____ 郵便番号・住所 〒 -

中間現場検査(一戸建て等の場合)
 1.適合証明の中間現場検査を実施
 2.適合証明の中間現場検査を省略(*1)
中間現場検査等予定日(*2) 平成 29 年 6 月 1 日
 住宅瑕疵担保保険の検査を実施予定(適合証明の検査と同一機関の場合)
 建築基準法の中間検査を実施予定(適合証明の検査と同一機関の場合)

着工予定日 平成 29 年 4 月 20 日 竣工予定日 平成 29 年 11 月 29 日

連絡事項

【中間現場検査等予定日】
適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険または建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、当該検査の予定日を記入してください。)
竣工済特例の場合は記入不要です。

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄(合)
平成 年 第				
※備考欄				
記載しないこと				
※維持管理基準確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合]				
※フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー))確認の条件	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
※フラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー))確認の条件	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
※フラット35S(特に優良な住宅基準(耐久性・可変性))確認の条件	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査の省略	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無

*1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。
① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。
② フラット35の中間現場検査及び竣工現場検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。
*2 適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の予定日を記入してください。)

平成29年4月1日

【適合証明の中間現場検査を省略】
適合証明の検査機関と同一機関に、住宅瑕疵担保保険等の検査を実施している場合は、中間現場検査を省略することができます。ただし、住宅瑕疵担保保険等の検査日以前に、適合証明の設計検査の申請をする必要があります。該当する場合は、「2.適合証明の中間現場検査を省略」欄に必要事項を記載してください。
注) 財形住宅融資で中間資金交付をご希望の場合は、中間現場検査を省略することはできません。

設計検査申請書(第二面)



[適新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第二面)【一戸建て等用】

○建物の概要

1戸当たりの床面積	125	35	m ²	敷地面積	162	34	m ²
建物の構造等	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火 (<input type="checkbox"/> 1.イ準耐火 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐火 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐火) <input type="checkbox"/> 5.耐火					
	戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て		併用住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅		
工法	階数	地上	2	階	地下	0	階
	構造承認住宅(設計登録タイプ)の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等					
フラット35Sの基準の適用	会社名	() 承認番号 ()					
	省エネルギー基準適合仕様シートの有無	<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無					
フラット35Sの基準の適用	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 (<input checked="" type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4※2 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 3.基準適合住宅(建築物省エネ法※3)) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 (<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等※4)						
フラット35Sの基準の適用	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)						
	<input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 (<input type="checkbox"/> 1.住宅事業者基準 <input type="checkbox"/> 2.認定低炭素住宅※5 <input type="checkbox"/> 3.一次エネルギー消費量等級5 <input type="checkbox"/> 4.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法※6)) <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級4等※4) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)						
2戸以上申請の場合 ※7	申請戸数			戸	住宅番号		

【敷地面積】
建築基準法上の敷地面積です。

【構造】
「2.木造(耐久性あり)」耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
「3.準耐火」省令準耐火構造も含まれます。

【2戸以上申請の場合】
2戸以上申請がある場合は申請戸数分の設計検査申請書(第二面)の提出が必要です。

※1 フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業者建築主の判断の基準等と同じ基準です。
 ※2 平成27年3月31日以前に省エネルギー対策等級の基準を用いて設計検査又は設計住宅性能評価書の申請を行った場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」と読み替えてください。
 ※3 「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」について、「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」欄又は「省エネルギー対策等級4」欄にチェックがされている証明書を用いる場合には、「1.断熱等性能等級4」にチェックをつけてください。
 ※4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準適合認定建築物をいいます。
 ※5 劣化対策等級3以上等：評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要

【フラット35Sの基準の適用】
フラット35Sを利用する場合は、「1.有」にチェックし、「フラット35Sの適用する基準」欄の該当する性能にチェックをしてください。

【工法】
機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」欄の「会社名」、「承認番号」および「省エネルギー基準適合仕様シートの有無」を記入してください。

【戸建型式】
「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。
「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。



※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。
 ※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火または1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】
フラット35の場合は、住宅部分の面積で70㎡以上必要です。
 ・一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【2.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、車庫や非住宅部分(店舗・事務所等)を除いた面積となります。
 ・連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。